

再支給申請に関する確認書

私の生活困窮者住居確保給付金の再支給申請にあたり、下記の事項について確認の上申請します。

- 過去に住居確保給付金の支給を受けたことがあります。

(過去の支給の申請年月と自治体名を記入してください)

平成・令和 年 月に新規申請

杉並区

杉並区以外 (都道府県 市区町村 区)

- 生活困窮者自立支援法施行規則第16条に基づく再支給の申請ではないため、住居確保給付金の受給期間の終了後に、新たに解雇された場合には該当しません。(自己の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く)

生活困窮者自立支援法施行規則第16条

生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者には、その支給が終了した後に、解雇(自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。)その他事業主の都合による離職により経済的に困窮した場合又は第十二条第二項に規定する場合を除き、生活困窮者住居確保給付金を支給しない。

- 生活困窮者自立支援法施行規則附則第6条に基づく再支給の申請であり、支給期間は3か月間のみで、延長はないことを確認しました。また、この条の規定による再支給を受けたことはありません。

生活困窮者自立支援法施行規則附則第6条

新型コロナウイルス感染症に伴う経済情勢の変化に鑑み、都道府県等は、第十六条の規定にかかわらず、生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者であって、その支給が終了した後に、令和三年二月一日から令和五年三月三十一日までの間に生活困窮者住居確保給付金の支給を申請したもの(生活困窮者住居確保給付金の支給が終了した後に、解雇(自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。)その他事業主の都合による離職により経済的に困窮した場合若しくは第十二条第二項に規定する場合に該当する者又はこの条の規定により生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者を除く。)が、第十条各号のいずれにも該当する者であるときは、三月間生活困窮者住居確保給付金を支給することができる。

令和 年 月 日

住所 _____

氏名 _____